

居宅介護支援サービス重要事項説明書

第1条（企業理念）

事業所は、「高齢者の尊厳と自立を守る」と言う企業理念のもと、いかなる場合においても「利用者優先」を原則とした居宅介護サービスの提供に努めます。利用者に対して、公正・中立な立場で居宅支援事業を行います。

第2条（サービスを提供する事業所の概要）

事業所名	株式会社マイズケア
所在地	東京都西東京市南町 2-1-14
電話番号	042-460-7051
Fax 番号	042-460-7052
代表者	新倉 泰之
他のサービス	株マイズケア（訪問介護）

マイズケア・デイサービスセンター（通所介護）

サービス提供地域	西東京市
介護保険指定事業所番号	居宅支援事業所 1375400056
	訪問介護事業所 1373900362
	通所介護事業所 1375400403

第3条（営業時間）

営業日 月曜日から金曜日（祝日 12月29日～1月3日は除く）

営業時間 午前9時から午後6時まで

第4条（職員体制）

管理者	1名
介護支援専門員（介護福祉士）	1名
事務員	1名

第5条（利用料）

居宅介護支援サービスの契約をされた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はございません。

*保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき下記の単位数相当額（1単位＝11,050円）を頂きます。その後保険料を全額納付されましたら、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費 要介護1・2：1086単位 要介護3・4・5：1411単位 （1単位＝11,050円）

加算 初回：300単位 入院時情報連携：100・200単位 通院時情報連携：50単位

緊急時等居宅カンファレンス：200単位

退院・退所：Ⅰイ：450単位 Ⅰロ：600単位 Ⅱイ：600単位 Ⅱロ：750単位 Ⅲ：900単位

第6条（その他の料金）

1.交通費 サービス提供地域内はかかりません。

2.解約料 利用者はいつでも解約でき、その際料金はかかりません。

3.公的機関からの証明書を取得、主治医等から診断書を取得等にかかる費用は実費を都度お支払いいただきます。

第7条（その他）

1.入院等諸事情により3か月間居宅サービス（給付管理が伴うサービス）を利用されない時は、契約を終了とさせていただきます。

2.当該事業所で対応できないときは他事業所を紹介します。

3. ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合と同一事業所によって提供されたものの割合について利用者に説明します。(別紙)

利用者やその家族に対し、利用者は居宅サービス計画書原案に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、指定サービス事業者を計画に位置付けた選定理由を求めることが可能であることを説明します。

第 8 条 (サービスに対する相談・苦情)

担当部署：利用者相談係 管理者 杉村 寿子 電話番号：042-460-7051

FAX：042-460-7052

西東京市役所高齢者支援課窓口 電話番号：042-464-1311

国民健康保険連合会 介護保険苦情窓口 電話番号：03-6238-0177